

三重県助産師出向支援導入事業協議会設置要綱

(設置)

第1条 助産師就業の偏在把握や助産師出向の検討等を行い、三重県における助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化及び助産学生等の実習施設確保等を図ることを目的として、三重県助産師出向支援導入事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる職にあるもので構成し、医療保健部長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 委員は、県内の周産期医療状況を把握し、助産師出向の目的を協議したうえで次の事項について検討する。

- (1) 助産師就業の実態把握等に関すること
- (2) 助産師出向の検討及び対象施設の選定、調整並びに事業の企画、実施、評価等に関すること
- (3) 出向助産師の受入施設における、助産学生等の受入促進、業務マニュアル策定の支援等に関すること

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、役員は委員の互選による。

会長 1名

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 会長に事故あるときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(庶務)

第6条 協議会に関する庶務は、三重県医療保健部地域医療推進課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成27年8月24日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年9月11日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

三重県助産師出向支援導入事業協議会 委員

委員	団体等名称 ・ 役職	備考
池田 智明	三重大学大学院医学系研究科 教授	
今井 可奈子	三重中央医療センター 看護部長	
江藤 由美	三重大学医学部附属病院 看護部長	
川島 いづみ	三重県立総合医療センター 看護部長	
川島 好子	四日市市立四日市病院 看護部長	
鈴木 照美	三重県助産師会 会長	
谷 眞澄	伊勢赤十字病院 看護部長	
永見 桂子	三重県立看護大学 教授	
二井 栄	三重県医師会 副会長	
西宮 勝子	三重県看護協会 会長	
水本 明子	三重県看護協会 助産師職能委員長	
森川 文博	三重県産婦人科医会 会長	

(敬称略 50 音順)

任期 平成29年9月8日から平成31年9月7日まで